

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（10月20日通知）
【スポーツ関係抜粋】

1 スポーツ施設の対応状況

(1) スポーツ施設使用料の取扱い（施設利用日が～11/20）

追記あり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に利用を中止した場合、キャンセル料は徴収しない。

ただし、10月21日までにキャンセルを申し出た場合に限る

2 その他

(1) 学校開放事業（10/22～）

通常どおり 21 時までとする。

※開放状況の詳細は各学校にご確認ください。

※利用の際は、活動時間の短縮や参加人数の制限など感染症対策を講じてください。

(2) 部活動（10/22～）

①平日は 4 日 2 時間程度、土日のいずれか 1 日で 3 時間程度とする。

②県外での活動及び合宿は実施先の感染状況、受入先の意向など実施可能であることを十分確認のうえ実施。